地方財政審議会付議(決裁)案件

令和5年3月24日(金)

(案件名)

・令和5年度地方債同意等基準・地方債計画の制定について(決裁案件)

(根拠法令は別紙)

自治財政局地方債課 青山補佐 (内 23394)

【根拠法令】

〇 地方財政法 (昭和 23 年法律第 109 号) (抄)

(地方債の協議等)

第五条の三 (略)

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、<mark>総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。</mark>
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに<u>前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。</u>

(政令への委任)

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、 政令で定める。

〇 地方財政法施行令(昭和23年政令第277号)(抄)

(地方債計画等)

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大 臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準(第四項において「同意等基準」とい う。)を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議す るものとする。
- 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類(次項において「地方債計画」という。)を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、<u>地方債充当率</u>(地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。) <u>を定め、同意等基準と併せてこれを公表する</u>ものとする。

令和5年度地方債同意等基準・地方債計画の制定について

令和5年3月24日 自治財政局地方債課

1. 令和5年度地方債同意等基準の制定

[地方債同意等基準] …総務大臣・都道府県知事が同意・許可をするかどうか を判断するために必要とされる基準(法第5条の3第10項)

※ 地方債発行の同意・許可権者

・都道府県・指定都市が発行する場合:総務大臣

・一般市町村が発行する場合 : 都道府県知事

[令和5年度の主な変更点]

- 〇 「脱炭素化事業」を創設
- 学校教育等施設事業債について、特別防犯対策を対象に追加。
- 一般補助事業債について、地域公共交通再構築事業(鉄道事業に係るものに 限る)を対象に追加。
- 2. 令和5年度地方債計画の制定 ※ 令和5年度地方財政対策と併せて、令和4年12月に公表済

[地方債計画] …総務大臣・都道府県知事が同意・許可をする地方債の予定額 の総額等に関する書類(法第5条の3第10項、令第20条第1項)

「主なポイント】

- 総額は、9兆4,981億円(前年度比6,818億円減)
- 〇 地方公共団体が地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施できるよう、 脱炭素化推進事業を創設し、900億円を計上

(参考) 令和5年度地方債充当率

[地方債充当率] …事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合 の上限となるべき率 (令第20条第4項)

[主な例]

〇 脱炭素化事業債:90%